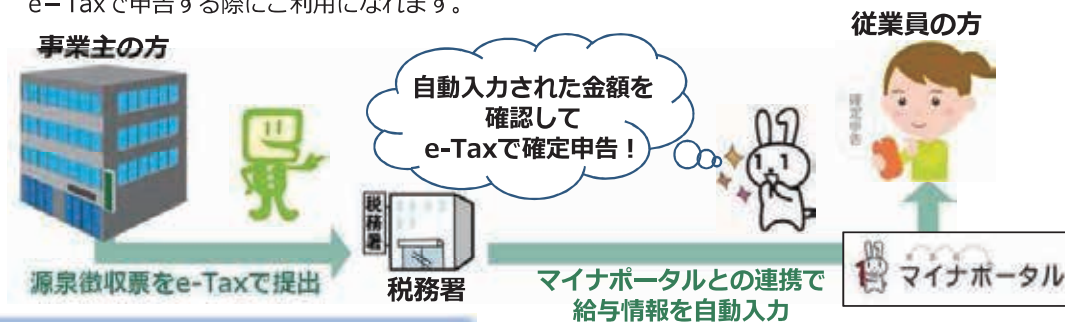


事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Tax で提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

国税庁 法人番号7000012050002

確定申告は **自 宅** から **ス マ ホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

事前準備

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。
※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

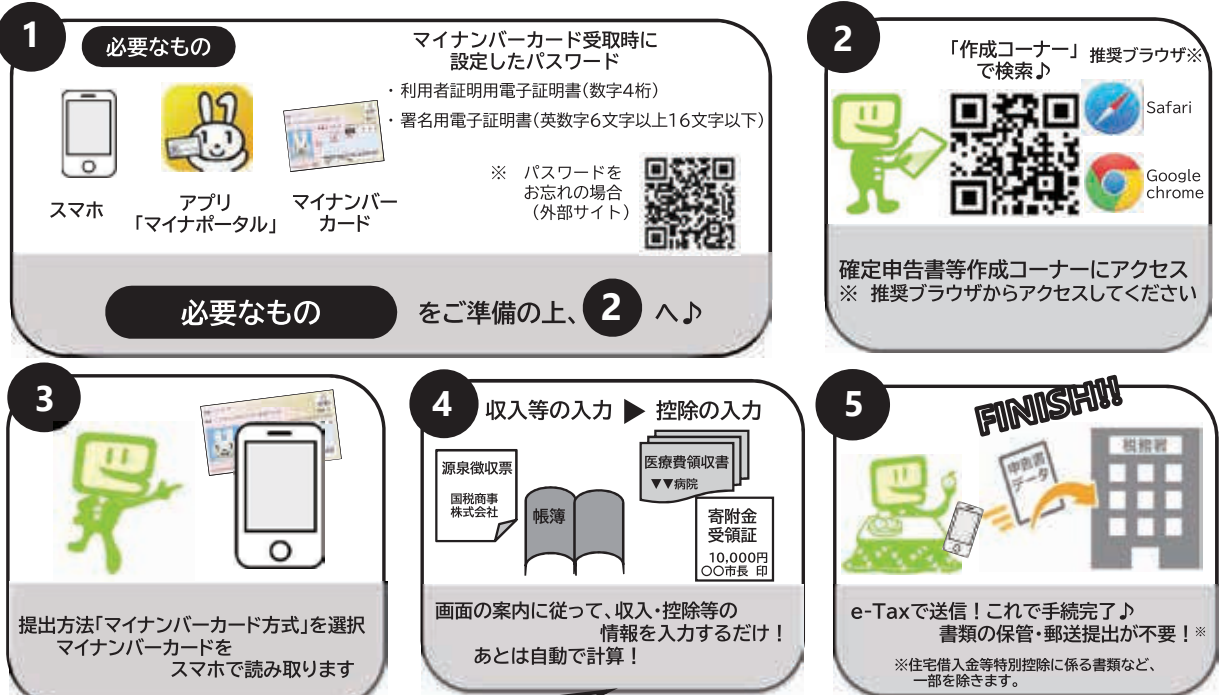
マイナポータル連携の詳細はこちら↓



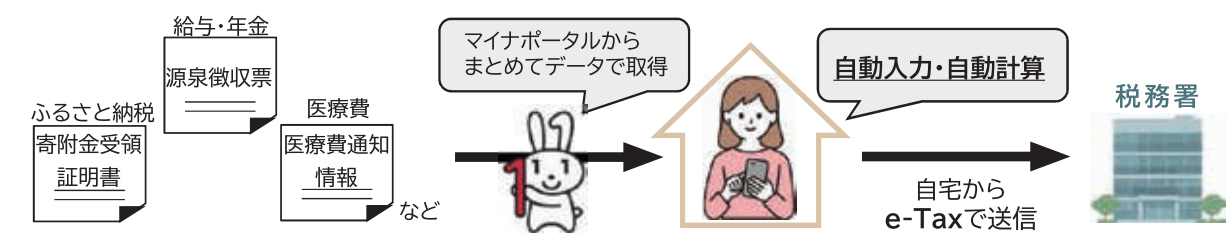
事前準備の詳細はこちらから↓



スマホとマイナンバーカードで確定申告



さらに！マイナポータル連携で収入・控除等の情報を自動入力！



新宿都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23 区内)

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和7年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申 告 期 限	令和7年1月31日(金)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



1 月の eLTAX 運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございます。1 月は固定資産税（償却資産）の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

なお、eLTAX のご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【  ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



<申告内容や納税についてのお問合せ>

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

<eLTAX 1 月の運用日時> (eLTAX ホームページから引用)

電子申告システム運用時間：● 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 休止中

1 月						
月	火	水	木	金	土	日
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ○	5 ●
6 ●	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●	12 ●
13 ○	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19 ●
20 ●	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●	26 ●
27 ●	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●		

(参考)【通常利用時間】

8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)

新宿区西新宿7-5-8(03-3369-7151)



「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を！

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

・こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や用途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

取引相場のない株式の評価の見直し

相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者には混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

（日本経済新聞 2024年9月30日掲載の（公財）全国法人会総連合の意見広告を元に作成しました。）

*提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。 <https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

喜 業 訪 問

コミュニケーションを
大切にして、
長いお付き合いを。



代表社員 神津信一氏(左)、山田 恵美子氏(右)

税理士の方とお付き合いは日常的なものです。税理士法人という呼び名に馴染みの少ない方もおられると思います。今回は四谷で税理士を開業され、現在は神津・山田税理士法人の代表社員である神津信一さん、山田恵美子さんにお話を伺いました。

●税理士法人とは一般の法人企業と同じような組織になるのですか？

神津 一般の会社と比べて会計事務所税理士法人は特別法でできた法人です。いわゆる役員のことを社員と言うのですが、2人以上の社員がいて設立できます。あとは株式会社とほとんど同じです。2001(平成13)年の税理士法改正により税理士法人が設立できるようになりました。規制緩和で作られたという形です。

●業務内容としては税務顧問、会計決算業務、事業支援、相続業務ということですが、中でも事業支援や相続業務などはいかがですか？

神津 仕事が増えつつあるというところです。まず相続の関係は非常に多くなりました。基礎控除が以前は5000万円だったのが3000万円に下がって、課税ベースが広がったので、だいたい都内で土地建物を持っている方は、ほとんど申告しなくてはいけないという状況になってきたためとても業務が増えました。

事業支援では、総務省や経済産業省が出す支援金、助成金の申請や最近

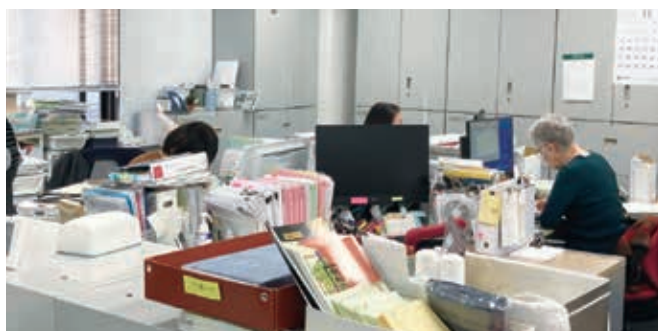
山田 神津先生が四谷支部長になられて、私は神津先生の何期か後に女性で初めての支部長をやらせていただきましたが、四谷支部が原点です。

神津 僕が支部長になってから、普段みんな自分の仕事で忙しいから、支部の仕事とか、納税相談だとかいろんな業務やらせると自分の時間が割かれるから、嫌がる人がいる。そこでキャッチフレーズ「参加すると得する四谷支部」を作って、みんな役員になるといういろいろな情報を得られて得するというところで仲間をどんどん作っていったのです。

山田 神津先生が四谷支部の支部長になられて、すごく画期的な改革をしました。それまでは古い体質というか、受験者が税理士開業をするのに、やっぱり税理士になって楽しいよ、面白いよ、多少儲かるよ、ではないのですけれどもこうすればこうなるよっていう支部の改革をたくさんしました。

●税理士との日常の付き合い方は？

神津 初めてお客様になった方に例えば顧問料として月々3万円とか5万円とか定額の料金を毎月お支払いいただきますが、税理士は受注産業のた



神津信一氏、令和元年秋旭日中綬章を授与される

DATA BOX



神津・山田税理士法人

代表社員 神津 信一 氏
代表社員 山田 恵美子氏
代表社員 増田 有児 氏
所在地 〒160-0005
東京都新宿区愛住町1番地
電話：代表番号
(神津) 03-3357-4638
(山田) 03-3350-5975
[https:// www.kyz-office.com](https://www.kyz-office.com)
創業 2022 年 1 月
業務内容
・税務顧問
・会計・決算業務
・事業支援
・相続業務

では新型コロナウイルスでの支援の申請が多かったです。事業承継なども税務署だけでなく、東京都などに提出する資料も作成します。

山田 およそ50から100位の税金の種類がありますが、私たちが全部知っていると思うので、何でも聞きに来ます。神津先生のところも私のところも何十年の付き合いの方がいます。何十年もあると、信頼関係が強くなっているため、何でも相談されます。

神津 そのほかに金融相談、「銀行からお金を借りたい」とか「資金調達をしたい」とか「増資をする」とかです。債券の発行や上場、株式公開などのお手伝いをすることもあります。これらも含めてお客さんの要求度もかなり高いです。より複雑になつてきていて減ることもありません。

●事務所の歴史を教えてください。最初に神津先生が事務所を作られたのは1980年ですね。四谷で開所された理由は？

神津 最初は個人で開業し、もう44年になります。最初に就職した会計事務所が四谷だったので、四谷で事務所を開きました。

山田 私も神津先生と同じです、40年四谷、同じ四谷支部です。すぐ近くの会計事務所にいて、その時に偶然 寿司屋で神津先生と知り合いになり、そこからずっと一緒にやってきたわけです。

●お二方とも東京税理士会四谷支部長を務められ、神津先生は東京税理士会会長、日本税理士会連合会の会長として活躍されていますね。

め、電話をいただくなり、メールで質問をすると、うちに来いとか、こういうことで困っているとかいうことにならないと動かない。決算のとき以外はこちらから動かないので、うちらはいくら動いても料金一緒だからほとんど利用しなきゃ損だよといっています。だから顧問先の方にはほとんど税理士事務所を利用するようにというように、結構いろんなことを相談してください。

山田 顧問料をちゃんといただいているから、利用というか活用というか、きちつと事前に相談してくれるとアドバイスできますけれども、終わった後に言われたら、ただ数字を計算するだけになってしまいます。

神津 普通、決算の時に売上が去年と上がった、下がった、それから仕入れのいわゆる粗利が良くなった悪くなった、人件費比率はどうだとか、利益についてはどうか、というような改善のアドバイスを極力決算時にはするようにしています。

●お客様とお付き合いしている上で、大切にされていることは？

神津 コミュニケーションです。だから、法人会でのお付き合いというのもすごく大事だと思ってきました。税理士の中で昔は法人会なんか入らなくていいよって、会費もつたないから俺が全部教えてやるからっていうような輩もいました。しかし、地域の会社のいろんな人との交流関係が増えるルートなのでとても大事です。

山田 今、メールの時代ですけど、話しをすれば色々聞き出せますので、適切な回答が出し易いです。やっぱりコミュニケーションは大事です。

●法人会と税理士会の関係も含めて四谷法人会に期待することは？

神津 四谷の税理士会と法人会の仲は特にいいと思います。全国にもこんなに仲のいいところはないと思います。ビルマンション部会で去年に日税連の会長を終わって講演してくれと言われ、お話できてすごく楽しかった。法人会の悩みは会員の減少です。法人会の一番のメリットはコミュニケーションとそれから販路の開拓ができるということです。みんなそれぞれ忙しいのだから、町内会や同業者組合のほかに四谷法人会に加入している方がいろんな人的広がりができるいいのではないかと思います。

●ありがとうございました。